

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和2年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	深川 良夫	観音寺市木之郷町1056番地	令和元年11月11日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	磯野 光男	観音寺市木之郷町1070番地 5	令和2年4月1日